

福岡県公報

令和八年三月二十七日
第六百八十一号
増刊 ①

目次

条 例 (第四号―第二十九号)

○福岡県公告式条例の一部を改正する条例	(行政経営企画課)	四
○福岡県行政手続条例の一部を改正する条例	(行政経営企画課)	四
○福岡県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 (行政経営企画課)	(行政経営企画課)	五
○福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例	(人事課)	五
○福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	(人事課)	七
○地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課)	八
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	九
○福岡県文化芸術振興基金条例	(文化振興課)	九
○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (薬務課)	(薬務課)	十
○福岡県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	(医療保険課)	十
○福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例 (子育て支援課)	(子育て支援課)	十
○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例 (子育て支援課)	(子育て支援課)	十一
○福岡県幼児保護携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (子育て支援課)	(子育て支援課)	十一
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (子ども福祉課)	(子ども福祉課)	十一
○福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	(環境政策課)	十二

○福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例	(中小企業振興課)	一二
○福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例	(工業保安課)	一二
○福岡県産業保安関係手数料条例	(工業保安課)	一三
○福岡県採石法関係手数料条例	(工業保安課)	一三
○福岡県農林事務所設置条例の一部を改正する条例 (農林水産政策課)	(農林水産政策課)	一四
○福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例を廃止する条例 (農山漁村振興課)	(農山漁村振興課)	一四
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)	(建築都市総務課)	一五
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (教育庁財務課)	(教育庁財務課)	一五
○福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	(教育庁教職員課)	一六
○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	(警察本部警務課)	一六
○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	(警察本部警務課)	一七

公布された条例のあらまし

◇福岡県公告式条例の一部を改正する条例

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方自治法の一部改正に伴い、条例の公布に係る手続を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県行政手続条例の一部を改正する条例

1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定による行政手続法の一部改正に鑑み、聴聞の通知の方式について見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、令和八年五月二十一日から施行することとした。
- 二 この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

◇福岡県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

- 1 公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、福岡県公益認定等審議会の委員の要件について見直すこととした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

- 1 福岡県部制条例の一部を改正する条例の制定により部の名称が改められること等に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和七年九月十九日付けの給与に関する報告に鑑み、第二種初任給調整手当を新設することとした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理することとした。
- 2 この条例は、令和八年九月二十四日から施行することとした。

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和八年九月二十四日から施行することとした。

◇福岡県文化芸術振興基金条例

- 1 文化芸術の振興に関する施策に要する費用に充てるため、福岡県文化芸術振興基金を設置することとした。
- 2 一 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

- 二 福岡県立美術館美術品取得基金条例は、廃止することとした。
- 三 この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

- 1 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定により、大麻草の栽培者の免許に関する事務が見直されたことに鑑み、当該免許の申請に関する手数料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

- 1 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の制定等に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例

- 1 地域限定保育士登録申請手数料等について、現金により収入することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を設けることとした。
- 2 この条例は、令和八年十二月二十五日から施行することとした。

◇福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の制定に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を設けることとした。
- 2 この条例は、令和八年十二月二十五日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 2 この条例は、令和八年十二月二十五日から施行することとした。

- 1 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の制定による児童福祉施設の設定及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を設けることとした。
- 2 この条例は、令和八年十二月二十五日から施行することとした。

◇福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

- 1 水質基準に関する省令の一部を改正する省令の制定により、水質基準項目が追加されることに伴い、水質試験（検査）の手数料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例

- 1 物価高騰等による厳しい経営環境の中で経営改善に取り組む中小企業者の信用保証料の負担の軽減を図るため、基金の設置に係る規定を見直すとともに、基金に基づく事業を令和十二年度まで継続することに伴い、福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の有効期限を延長することとした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

- 1 福岡県部制条例の一部を改正する条例の制定により部の分掌事務が改められること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県産業保安関係手数料条例

- 1 福岡県部制条例の一部を改正する条例の制定により部の分掌事務が改められること等に伴い、産業保安関係の手数料の徴収について必要な事項を定めることとした。
- 2 一 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県採石法関係手数料条例

- 1 福岡県部制条例の一部を改正する条例の制定により部の分掌事務が改められること等に伴い、採石法関係の手数料の徴収について必要な事項を定めることとした。
- 2 一 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 二 関係条例の一部を改正することとした。

- ◇福岡県農林事務所設置条例の一部を改正する条例
- 1 筑後川水系農地開発事務所及び農林事務所の統合再編並びに普及指導センターの体制整備のため、農林事務所の所管区域に関する特例を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例を廃止する条例

- 1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の制定により、盛土等に関する規制が強化されたことに鑑み、福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例を廃止することとした。
- 2 一 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 二 この条例の施行に必要な措置を設けることとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

- 1 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、マンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料について定めることとした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和七年九月十九日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、第二種初任給調整手当を新設するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。
- 二 この条例の施行に必要な措置を設けることとした。

◇福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員

の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。

2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和七年九月十九日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県警察職員の初任給調整手当等の改定を行うこととした。

2 一 この条例は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

二 この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

条例

福岡県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四号

福岡県公告式条例の一部を改正する条例

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県条例の公布等に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項及び第五項の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「、記入して」を「記入して、」に、「署名しなければ」を「署名（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条に規定する措置を含む）を行わなければ」に改め、同条第二項ただし書中「但し、天災事変等に因り」を「

ただし、天災その他の事由により」に、「揭示場及び公衆の見易い」を「揭示場その他の公衆の見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（規則の公布及び規程の公表）

第三条 規則を公布しようとするとき、又は知事の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 前条第二項の規定は、規則及び前項の規程について準用する。

（その他の規則の公布及び規程の公表）

第四条 前条の規定は、県の機関の定める規則及び規程で公表を要するものの公布又は公表について準用する。この場合において、同条第一項中「知事名」とあるのは、「

当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第五条の前の見出し及び同条を削る。

第六条中「知事の定める」を削り、「若しくは規程、」を「、知事の定める規程」に

、「もつて」を「もつて」に改め、同条を第五条とし、同条に見出しとして「（規則等の施行期日）」を付する。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五号

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例

福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「以下「規則」という。」を「第九号イ、次条第二項第一号から第三号まで及び第十九条第一項において同じ。」に改め、同条第四号中「第十条、第十一条及び第四章」を「第三十一条」に改める。

第四条第二項第四号中「第十一章」を「第十二章」に改める。

第十条を次のように改める。

（公聴会の開催等）

第十条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきこと

が当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に

応じて当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に

じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

第十一条の見出し中「長」を「行政庁」に改め、同条第一項中「申請に対する処分」の事務を所掌する組織の長（以下「長」という。）を「行政庁」に、「他の長」を「他の行政庁」に改め、同条第二項中「長」を「行政庁」に改める。

第十三条第二項第五号中「施行規則」を「規則」に改める。

第十五条第三項中「、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を、「当該措置を開始した」に改める。

第二十九條中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

第三十一条中「正当な」を削る。

第三十七条第四項第四号中「規則の」を「規則（第二条第二号に規定する規則をいう

。）」の」に、「施行規則」を「規則」に改め、同項第八号中「施行規則」を「規則」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

福岡県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第六号

福岡県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

福岡県公益認定等審議会条例（平成二十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第七号

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

（福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部改正）

第一条 福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例（昭和二十三年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商工部」を「商工部中小企業振興局」に改める。

（福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「商工部工業保安課」を「総務部防災危機管理局消防保安課」に改める。

第十五条第一項第二号中「監視指導課」を「産業廃棄物監視指導課」に改める。

（福岡県固定資産評価審議会条例の一部改正）

第三条 福岡県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年福岡県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「企画・地域振興部」を「市町村・地域振興部」に改める。

（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第四条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節 人づくり・県民生活部に属する公の施設

第一款 女性相談支援センター（第十条）

第二款 福祉労働部に属する公の施設

第一款 障がい者更生相談所（第十四条）

第二款 障がい者更生相談所（第十四条）

第三款 公共職業能力開発施設（第二十条―第五十九条）

「第一節 人材育成・活躍推進部に属する公の施設

第一款 女性相談支援センター（第十条）

第二款 公共職業能力開発施設（第十一条―第十三条）

第三款 公共職業能力開発施設（第二十条―第五十九条）

「第一節 人材育成・活躍推進部に属する公の施設

第一款 女性相談支援センター（第十条）

第二款 公共職業能力開発施設（第十一条―第十三条）

第二款 福祉子ども政策部に属する公の施設

第一款 障がい者更生相談所（第十四条）

第二款 障がい者支援施設（第十五条―第五十九条）

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 人材育成・活躍推進部に属する公の施設

第二章第一節第一款中第十一条から第十三条までを削り、同款の次に次の一款を加える。

第二款 公共職業能力開発施設

（設置、名称及び位置）

第十一条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項及び

第二項の規定に基づき、技能労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させる

ため、公共職業能力開発施設として高等技術専門校を設置する。

2 高等技術専門校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県立福岡高等技術専門校	福岡市東区
福岡県立戸畑高等技術専門校	北九州市戸畑区
福岡県立小竹高等技術専門校	鞍手郡小竹町
福岡県立久留米高等技術専門校	久留米市
福岡県立大牟田高等技術専門校	大牟田市
福岡県立田川高等技術専門校	田川市
福岡県立小倉高等技術専門校	北九州市小倉南区

3 知事は、必要に応じ、高等技術専門校の分校を置くことができる。

（職業訓練の種類等）

第十二条 高等技術専門校における職業訓練の種類、訓練課程の種類、訓練科の種類、職業訓練を受ける者（以下この款中「訓練生」という。）の定数、職業訓練の期間その他必要な事項は、管理者が定める。

（退校等）

第十三条 管理者は、第六条に定めるもののほか、訓練生が次の各号の一に該当する

と認めるときは、退校させ、又は訓練を受けることを停止することができる。

一 学業成績が劣等で、成業の見込みがないと認められるとき。

二 性行が不良で、改しゆんの見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由がなくて出席が常でないとき、又は引き続き一月以上欠席したとき

四 疾病その他の事故により、成業の見込みがないと認められるとき。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 福祉こども政策部に属する公の施設

第二章第二節第三款の款名を削り、第十九条から第五十九条までを次のように改める。

第十九条から第五十九条まで 削除

(福岡県職業能力開発審議会条例の一部改正)

第五条 福岡県職業能力開発審議会条例(昭和四十四年福岡県条例第四十七号)の一部

を次のように改正する。

第八条中「福祉労働部労働局」を「人材育成・活躍推進部労働政策局」に改める。

(福岡県生涯学習審議会条例の一部改正)

第六条 福岡県生涯学習審議会条例(平成五年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改める。

(福岡県障がい者施策審議会条例の一部改正)

第七条 福岡県障がい者施策審議会条例(平成七年福岡県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(福岡県職業能力開発促進条例の一部改正)

2 福岡県職業能力開発促進条例(平成二十四年福岡県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第九条中「第二十二条」を「第十三条」に改める。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第八号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の三

新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員

にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを

一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める

日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給

調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「給料」の下に、「第二種初任給調整手当」を加える。

第四条第一項中「あつて」の下に、「第二種初任給調整手当」を加える。

(福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「並びに」の下に「第二種初任給調整手当、」を加える。

第八条に次の一号を加える。

四 第二種初任給調整手当の支給対象となる一般職の職員との均衡を考慮して規則で定めるパートタイム会計年度任用職員 一般職の職員に支給される第二種初任給調整手当の額に相当する額として規則で定める額

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条の二及び第十二条第一項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第九号

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第一条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三條の二の八」を「第二百四十三條の二の九」に改める。

(福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三條の二の八第八項」を「第二百四十三條の二の九第八項」に改める。

(福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三條の二の八第八項」を「第二百四十三條の二の九第八項」に改める。

(福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百四十三條の二の八第八項」を「第二百四十三條の二の九第八項」に改める。

」に改める。

附則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条第一号中「第七十三号の四第一項第一号」を「第七十三号の五第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三号の四第一項第二号」を「第七十三号の五第一項第二号」に改める。

附則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

福岡県文化芸術振興基金条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十一号

福岡県文化芸術振興基金条例

（設置）

第一条 文化芸術の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び比率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 知事は、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

一 文化芸術の振興のため、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条の三に規定する寄附を受けて行う事業

二 美術品の取得に係る事業

三 前二号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するための事業

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（福岡県立美術館美術品取得基金条例の廃止）

2 福岡県立美術館美術品取得基金条例（平成二年福岡県条例第十五号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際廃止前の福岡県立美術館美術品取得基金条例に基づく基金に属する現金は、この条例に基づく基金に属するものとする。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十二号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表三九の項中「六、七〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十三号

福岡県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

福岡県国民健康保険法施行条例(平成二十八年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(以下「保険給付費等交付金」という。)」を削る。

第十条中「第九条第四項第一号」を「第九条第四項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 算定政令第九条第四項第三号イの規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費

用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれの病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの八十万円を超える部分とする。

第二十一条を第二十四条とする。

第二十条第一項に次の一号を加え、同条を第二十三条とする。

四 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数

第十九条の次に次の三条を加える。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)

第二十条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 県に係る算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第二十一条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第二十二条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。

当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十四号

福岡県条例第十四号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例
 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第七号中「、県以外」を「県以外」に、「及び」を「並びに」に改め、「まで」の下に「及び一の七の項から一の九の項まで」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十五号

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

十三 法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

附則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十六号

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第四条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十七号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十二条の二 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の第十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十八号

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健環境研究所手数料条例（昭和二十四年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第五号中「二五七、〇四〇円」を「二六五、二二〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十九号

福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する

条例

福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例（令和二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改める。

第一条中「、著しい」を「著しい」に改め、「中小企業者」の下に「及び物価高騰等による厳しい経営環境の中で経営改善に取り組む中小企業者」を、「負担を」の下に「特別に」を加える。

附則第二項中「令和十一年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「七五の項」を「一三の項」に、「八四の項」を「二二の項」に改め、同項を同条とする。

別表中四の項から三五の項までを削り、三六の項を四の項とし、三七の項から三九の項までを三十二項ずつ繰り上げ、三九の二の項を八の項とし、四〇の項から四三の項までを削り、四四の項を九の項とし、四五の項を一〇の項とし、四六の項から七二の項までを削り、七三の項を一一の項とし、七四の項から八六の項までを六十二項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部改正)
2 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例(平成二十八年福岡県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四号中「三の四の項、一三の項、二七の項、三〇の項、四七の項、六五の項及び七〇の項」を「及び三の四の項」に改める。

福岡県産業保安関係手数料条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十一号

福岡県産業保安関係手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づく産業保安関係の手数料の徴収については、別に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 手数料を徴収する事務並びに手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の納付の特例)

第三条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第三十一条の三第一項の規定による指定を受けた者(以下この項において「指定試験機関」という。)が行う同法第三十一条第三項に規定する試験を受けようとする者は、別表八の項の手数料を指定試験機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

2 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十一条の二第一項の規定による指定を受けた者又は高圧ガス保安協会(以下この項において単に「指定試験機関等

「という。)が行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者は、それぞれ別表一八の項又は二一の項の手数料を指定試験機関等に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号。以下「液化石油ガス法」という。)第三十八条の六第一項の規定による指定を受けた者又は高圧ガス保安協会(以下この項において単に「指定試験機関等」という。)が行う液化石油ガス設備士試験を受けようとする者は、別表五〇の項の手数料を指定試験機関等に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

(手数料の不還付)

第四条 既に納付された手数料は、還付しない。

(補則)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

2 福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第四号の次に次の一号を加える。

四の二 福岡県産業保安関係手数料条例(令和八年福岡県条例第二十一号)第二条の手数料(同条例第三条の規定により、県以外の者に納付する手数料を除く。)(大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部改正)

3 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例(平成二十八年福岡県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の次に次の一号を加える。

一〇の項、二〇の項、二三の項、三四の項、五二の項及び五七の項に掲げる手数料

別表(第二条関係)

項	事務	名称	金額	徴収時期
一	火薬類取締法第三條の規定による許可申請の審査	火薬類製造許可手数料	一件につき 二二〇、〇〇〇円	申請のとき
二	火薬類取締法第五條の規定による許可申請の審査	火薬類販売営業許可手数料	一 競技用紙雷管のみについての許可 一件につき 二五、〇〇〇円 二 以外の許可 一件につき 一一〇、〇〇〇円	申請のとき
三	火薬類取締法第十二條第一項の規定による許可申請の審査	火薬庫設置等許可手数料	一 火薬庫の設置又は移転の許可 一件につき 七三、〇〇〇円 二 火薬庫の構造又は設備の変更の許可 一件につき 八、三〇〇円	申請のとき
四	火薬類取締法第十五條第一項又は第二項の規定による完成検査の実施	火薬類製造施設設等完成検査手数料	一 製造施設についての完成検査 一件につき 四一、〇〇〇円 二 火薬庫についての完成検査 イ 設置又は移転の工事に係るもの 一件につき 四一、〇〇〇円 ロ 構造又は設備の変更の工事に係るもの 一件につき 二二、〇〇〇円	申請のとき
五	火薬類取締法第十七條第一項の規定による許可申請の審査(猟銃用火薬類等を除く。)	火薬類譲渡譲受許可手数料	一 火薬類の譲渡しの許可 一件につき 一、二〇〇円 二 火薬類の譲受けの許可 イ 火工品のみについての許可 一件につき 二、四〇〇円 ロ イ以外の許可 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下の場合 一件につき 三、五〇〇円 (2) (1)以外の場合 一件につき 六、九〇〇円	申請のとき
六	火薬類取締法第二十四條第一項の規定による許可申請の審査(猟銃用火薬類等を除く。)	火薬類輸入許可手数料	一 申請に係る火薬及び爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合 一件につき 一一、〇〇〇円 二 一以外の場合 一件につき 二五、〇〇〇円	申請のとき
七	火薬類取締法	火薬類消費許可	一件につき 七、九〇〇円	申請のとき

二五	二十五條第一項の規定による煙火の消費の許可申請の審査	手数料	一件につき 一八、〇〇〇円	申込みのとき
八	火薬類取締法第三十一條第三項の規定による火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者試験の実施	火薬類保安責任者試験手数料	一件につき 一八、〇〇〇円	申込みのとき
九	火薬類取締法第三十一條第三項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付申請の審査	火薬類保安責任者免状交付手数料	一件につき 二、四〇〇円	申請のとき
一〇	火薬類取締法第三十一條第七項において準用する同法第十七條第八項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付申請の審査	火薬類保安責任者免状再交付手数料	一件につき 二、四〇〇円	申請のとき
一二	高圧ガス保安法第五條第一項の規定による許可申請の審査	高圧ガス製造許可手数料	一 高圧ガス保安法第五條第一項第一号に該当する者(二に掲げる者を除く。)にあつては、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 処理容積(圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。)が千立方メートル以上の設備	申請のとき

ロ 一件につき 五六〇、〇〇〇円
 処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備

ハ 一件につき 三四〇、〇〇〇円
 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備

ニ 一件につき 二二〇、〇〇〇円
 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備

ホ 一件につき 一四〇、〇〇〇円
 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備

ヘ 一件につき 一一〇、〇〇〇円
 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備

ト 一件につき 八六、〇〇〇円
 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備

チ 一件につき 六八、〇〇〇円
 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備

リ 一件につき 五四、〇〇〇円
 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備

二 高圧ガス保安法第五條第一項第一号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするものにあつては、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガス法第三十七條の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六、〇〇〇円）

イ 処理容積が千万立方メートル以上の設備

ロ 一件につき 九一、〇〇〇円
 処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備

設備

ハ 一件につき 七五、〇〇〇円
 処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備

ニ 一件につき 六〇、〇〇〇円
 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備

ホ 一件につき 四四、〇〇〇円
 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備

ヘ 一件につき 二七、〇〇〇円
 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備

ト 一件につき 二一、〇〇〇円
 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備

チ 一件につき 一六、〇〇〇円
 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備

リ 一件につき 一三、〇〇〇円
 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備

又 一件につき 一一、〇〇〇円
 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備

三 高圧ガス保安法第五條第一項第二号に該当する者にあつては、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 冷凍能力が三千トン以上の設備

ロ 一件につき 一一〇、〇〇〇円
 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備

ハ 一件につき 八七、〇〇〇円
 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備

ニ 一件につき 六八、〇〇〇円
 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備

ホ 一件につき 五四、〇〇〇円
 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備

一三	高圧ガス保安法第十四条第一項の規定による変更許可申請の審査	高圧ガス製造施設変更許可手数料	<p>ン未満の設備一件につき 三六、〇〇〇円</p> <p>一 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（二に掲げる者を除く。）にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備を代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して千立方メートル以上増加する場合 ロ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 一件につき 二二〇、〇〇〇円 ハ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合 一件につき 一五〇、〇〇〇円 ニ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十立方メートル以上五十立方メートル未満増加する場合 一件につき 九三、〇〇〇円 ホ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合 一件につき 六九、〇〇〇円 ヘ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合 一件につき 六一、〇〇〇円 ト 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合</p>	申請のとき
----	-------------------------------	-----------------	---	-------

<p>チ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 一件につき 三九、〇〇〇円 リ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合 一件につき 二六、〇〇〇円 ヌ その他の場合 一件につき 一六、〇〇〇円 ニ 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものにあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上増加する場合 一件につき 六五、〇〇〇円 ロ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 一件につき 五三、〇〇〇円 ハ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十立方メートル以上五十立方メートル未満増加する場合 一件につき 四四、〇〇〇円 ニ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合 一件につき 三一、〇〇〇円 ホ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十立方メートル以上五十立方メートル未満増加する場合 一件につき 一八、〇〇〇円 ヘ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合 一件につき 一四、〇〇〇円</p>	
--	--

- ト 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合
一件につき 一、〇〇〇円
- チ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合
一件につき 九、二〇〇円
- リ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合
一件につき 八、二〇〇円
- ヌ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合
一件につき 五、一〇〇円
- ル その他の場合
一件につき 三、二〇〇円
- 三 高压ガス保安法第五條第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - イ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して三千トン以上増加する場合
一件につき 六九、〇〇〇円
 - ロ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未満増加する場合
一件につき 六二、〇〇〇円
 - ハ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未満増加する場合
一件につき 五五、〇〇〇円
 - ニ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未満増加する場合

一四 高压ガス保安法第十六條第一項の規定による許可申請の審査	高压ガス貯蔵所設置許可手数料	一件につき 二五、〇〇〇円	申請のとき
一五 高压ガス保安法第十九條第一項の規定による変更許可申請の審査	高压ガス貯蔵所変更許可手数料	一 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 一件につき 一四、〇〇〇円 二 その他の場合 一件につき 一一、〇〇〇円	申請のとき
一六 高压ガス保安法第二十條第一項又は第三項の規定による完成検査(高压ガス保安協会(以下「協会」という。又は同條第一項の指定完成検査機関が行うものを除く。)の実施	高压ガス施設完成検査手数料	一 二の項から一五の項までの金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額(高压ガス保安法第五條第一項又は第十四條第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガス法第三十七條の三第一項の完成検査を受け、液化石油ガス法第三十七條の技術上の基準に適合していると認められたものについて検査を受けようとするときは、六、一〇〇円)	申請のとき
一七 高压ガス保安法第二十二條第一項の規定による輸入高压ガス検査の実施	輸入高压ガス検査手数料	一 容積千立方メートル以上(液化ガスにあつては、質量十トン以上)の高压ガスに係る検査 一件につき 二七、〇〇〇円 二 容積三百立方メートル以上千立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量三トン以上十トン未満)の高压ガスに係る検査 一件につき 二一、〇〇〇円 三 容積三百立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量三トン未満)の高压ガスに係る検査 一件につき 一三、〇〇〇円	申請のとき
一八 高压ガス保安法第三十一條第二項の規定による製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	一 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一件につき 一一、六〇〇円 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年	申込みのとき

<p>二二 高圧ガス保安法第三十一条第二項の規定による販売主任者試験</p>	<p>二〇 高圧ガス保安法第二十九条の規定による製造保安責任者免状の審査</p>	<p>一九 高圧ガス保安法第二十九条の規定による製造保安責任者免状の交付申請の審査</p>	
<p>販売主任者試験手数料</p>	<p>製造保安責任者免状再交付手数料</p>	<p>製造保安責任者免状交付手数料</p>	
<p>一 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 一件につき 九、〇〇〇円 (電子情報処理組織により受験願</p>	<p>一件につき 二、四〇〇円</p>	<p>一件につき 三、四〇〇円</p>	<p>法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、 二 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一〇、三〇〇円 一件につき (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九、八〇〇円) 三 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一一、六〇〇円 一件につき (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、一一、一〇〇円) 四 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一一、六〇〇円 一件につき (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、一一、一〇〇円) 五 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一〇、三〇〇円 一件につき (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九、八〇〇円)</p>
<p>申込みのとき</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>	

<p>二四 高圧ガス保安法第三十五条第一項の規定による保安検査(協会又は同項第一号の指定保安検査機関が行うものを除く。)の実</p>	<p>二三 高圧ガス保安法第二十九条の規定による販売主任者免状の再交付申請の審査</p>	<p>二二 高圧ガス保安法第二十九条の規定による販売主任者免状の交付申請の審査</p>	<p>の 実 施</p>
<p>高圧ガス保安検査手数料</p>	<p>販売主任者免状再交付手数料</p>	<p>販売主任者免状交付手数料</p>	
<p>一 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者(二に掲げる者を除く。)にあつては、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額以上の設備 一件につき 六一〇、〇〇〇円 ロ 処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 一件につき 三七〇、〇〇〇円 ハ 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 一件につき 二五〇、〇〇〇円 ニ 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 一件につき 一五〇、〇〇〇円 ホ 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 一件につき 一二〇、〇〇〇円 ヘ 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 一件につき 九五、〇〇〇円 ト 処理容積が千立方メートル以</p>	<p>一件につき 二、四〇〇円</p>	<p>一件につき 三、四〇〇円</p>	<p>書を提出する場合にあつては、八、五〇〇円) 二 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 七、二〇〇円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、六、七〇〇円)</p>
<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>	

上五千立方メートル未満の設備 一件につき 七五、〇〇〇円	チ 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一件につき 六〇、〇〇〇円	リ 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 一件につき 三三、〇〇〇円	二 高圧ガス保安法第五條第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものにあつては、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	イ 処理容積が千立方メートル以上の設備 一件につき 九五、〇〇〇円	ロ 処理容積が五百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一件につき 八〇、〇〇〇円	ハ 処理容積が百万立方メートル以上五百立方メートル未満の設備 一件につき 六四、〇〇〇円	ニ 処理容積が五十立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 一件につき 四七、〇〇〇円	ホ 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備 一件につき 三一、〇〇〇円	ヘ 処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備 一件につき 二二、〇〇〇円	ト 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 一件につき 二〇、〇〇〇円	チ 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 一件につき 一五、〇〇〇円	リ 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一件につき 一二、〇〇〇円
---------------------------------	--	--	--	--------------------------------------	--	---	---	--	--	---	--	--

二五 高圧ガス保安法第四十四條第一項の規定による容器検査(協会又は同項の指定容器検査機関(以下「指定容器検査機関」という。)が行うものを除く。)又は同法第四十九條第一項の規定による容器再検査(協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。)の実施	容器検査手数料	又 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 一件につき 七、七〇〇円 三 高圧ガス保安法第五條第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者にあつては、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 冷凍能力が三千トン以上の設備 一件につき 一二〇、〇〇〇円 ロ 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備 一件につき 九五、〇〇〇円 ハ 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備 一件につき 七六、〇〇〇円 ニ 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備 一件につき 六〇、〇〇〇円 ホ 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 一件につき 四二、〇〇〇円	申請のとき
一 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査にあつては、次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 内容積千リットル以上の容器 一個につき 一六、〇〇〇円に千リットル又は千リットルに満たない端数を増すごとに一、六〇〇円を加えた金額 ロ 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき 一六、〇〇〇円 ハ 内容積五百リットル未満の容器 一個につき 六、六〇〇円 二 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器(一)に掲げるものを除く。(二)に係る容器検査又は容器再検査にあつては、次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			

イ 額 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき 三二〇円に十リットル又は十リットル未満の容器を増すごとに五七円を加えた金額	イ 額 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき 三二〇円に十リットル又は十リットル未満の容器を増すごとに五七円を加えた金額
ロ 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき 三二〇円	ロ 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき 三二〇円
ハ 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 二六〇円	ハ 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 二六〇円
ニ 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円	ニ 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円
ホ 内容積一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円	ホ 内容積一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円
三 高強度鋼容器（一又は二に掲げるものを除く。）に係る容器検査又は容器再検査にあつては、次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 内容積三十リットル以上の容器 一個につき 二一〇円に十リットル又は十リットル未満の容器を増すごとに三円を加えた金額 ロ 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 二一〇円 ハ 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円 ニ 内容積一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円	三 高強度鋼容器（一又は二に掲げるものを除く。）に係る容器検査又は容器再検査にあつては、次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 内容積三十リットル以上の容器 一個につき 二一〇円に十リットル又は十リットル未満の容器を増すごとに三円を加えた金額 ロ 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 二一〇円 ハ 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円 ニ 内容積一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円
四 その他の容器に係る容器検査又は容器再検査にあつては、次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 内容積千リットル以上の容器 一個につき 一四〇円 七、一〇〇円に千リットル又は千リットル未満の容器を増すごとに三八〇円を加えた金額 ロ 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき 一四〇円	四 その他の容器に係る容器検査又は容器再検査にあつては、次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 内容積千リットル以上の容器 一個につき 一四〇円 七、一〇〇円に千リットル又は千リットル未満の容器を増すごとに三八〇円を加えた金額 ロ 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき 一四〇円

二七 高压ガス保安法第五十条第三項の規定による容器検査所の登録又は登録更新申請の審査	二六 高压ガス保安法第四十九条の二第一項の規定による附属品検査（協会又は指定容器検査機関が行うものを除く。）又は同法第四十九条の四第一項の規定による附属品再検査（協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。）の実施	附属品検査手数料	<p>一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素連送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査にあつては、次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき 三一〇円</p> <p>ロ 内容積百五十リットル未満の容器 一個につき 二四〇円</p> <p>二 その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査にあつては、次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 内容積千リットル以上の容器 一個につき 一、一〇〇円</p> <p>ロ 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき 五四〇円</p> <p>ハ 内容積五百リットル未満の容器 一個につき 二二〇円</p>	<p>七、一〇〇円</p> <p>ハ 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器 一個につき 八〇〇円</p> <p>ニ 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき 二一〇円</p> <p>ホ 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 一七〇円</p> <p>ヘ 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一〇〇円</p> <p>ト 内容積一リットル未満の容器 一個につき 八〇円</p>	申請のとき
二七 高压ガス保安法第五十条第三項の規定による容器検査所の登録又は登録更新申請の審査	二六 高压ガス保安法第四十九条の二第一項の規定による附属品検査（協会又は指定容器検査機関が行うものを除く。）又は同法第四十九条の四第一項の規定による附属品再検査（協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。）の実施	容器検査所登録又は更新手数料	一件につき 一六、〇〇〇円	申請のとき	

二八	高圧ガス保安法第五十四条第二項の規定による刻印等（協会又は指定容器検査機関が行うものを除く。）の実施	容器刻印等手数料	一件につき	一、四〇〇円	申請のとき
二九	武器等製造法（昭和二十八年法律第四百五号）第十七条第一項の規定による許可申請の審査	武器等製造許可手数料	一件につき	八五、〇〇〇円	申請のとき
三〇	武器等製造法第十九条第一項の規定による許可申請の審査	猟銃等販売事業許可手数料	一件につき	七三、〇〇〇円	申請のとき
三一	武器等製造法第二十条において準用する同法第八条第一項の規定による許可申請の審査	猟銃等の種類の変更許可手数料	一 猟銃等製造事業者 一件につき 二 猟銃等販売事業者 一件につき	三六、〇〇〇円 二五、〇〇〇円	申請のとき
三二	武器等製造法第二十条において準用する同法第十二条第一項の規定による許可申請の審査	猟銃等製造工場等移転許可手数料	一 猟銃等製造事業者 一件につき 二 猟銃等販売事業者 一件につき	七八、〇〇〇円 六一、〇〇〇円	申請のとき
三三	電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第四条第二項の規定による電気工事士免状交付申請の審査	電気工事士免状交付手数料	一 第一種電気工事士 一件につき 二 第二種電気工事士 一件につき	六、〇〇〇円 五、三〇〇円	申請のとき
三四	電気工事士法施行令（昭和三十年政令第二百六十号）第四条第一項の規定による電気工事士免状再交付申請の審査	電気工事士免状再交付手数料	一件につき	二、七〇〇円	申請のとき

三五	電気工事士法施行令第五条の規定による電気工事士免状書換申請の審査	電気工事士免状書換手数料	一件につき	二、七〇〇円	申請のとき
三六	液化石油ガス法第三条第一項の規定による登録申請の審査	液化石油ガス販売事業登録手数料	一件につき	三一、〇〇〇円	申請のとき
三七	液化石油ガス法第三条の二第三項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿謄本の交付	登録簿謄本交付手数料	一通につき	六三〇円	申請のとき
三八	液化石油ガス法第三条の二第三項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	登録簿閲覧手数料	一回につき	四六〇円	申請のとき
三九	液化石油ガス法第二十九条第一項の規定による認定申請の審査	保安機関認定手数料	一件につき	六、九〇〇円に新たにを行う保安業務区分の数を乗じて得た額と三四、〇〇〇円との合計額	申請のとき
四〇	液化石油ガス法第三十二条第一項の規定による認定の更新申請の審査	保安機関認定更新手数料	一件につき	六、九〇〇円に保安業務区分の数を乗じて得た額と一四、〇〇〇円との合計額	申請のとき
四一	液化石油ガス法第三十三条第一項の規定による認可申請の審査	一般消費者等の数の増加の認可手数料	一件につき	六、九〇〇円に保安業務区分の数を乗じて得た額と二〇、〇〇〇円との合計額	申請のとき
四二	液化石油ガス法第三十五条の六第一項の規定による認定申請の審査	保安の確保の方法等の認定手数料	一 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸未満の場合 一件につき 五五、〇〇〇円 二 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 一件につき 八〇、〇〇〇円 三 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合	申請のとき	

<p>四六 液化石油ガス法第三十七条の四による許可申請の審査</p>	<p>液化石油ガス法第三十七条の四による許可申請の審査</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備設置許可手数料</p>	<p>一件につき 九八、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>
<p>四五 液化石油ガス法第三十七条の三による完成検査（協会及び同項の指定完成検査機関（以下「指定完成検査機関」という。）が行うものを除く。）の実施</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備完成検査手数料</p>	<p>一件につき 九八、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>
<p>四四 液化石油ガス法第三十七条の二による許可申請の審査</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備設置変更許可手数料</p>	<p>一件につき 一五、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>
<p>五二 液化石油ガス法第三十八条の四による許可申請の審査</p>	<p>液化石油ガス法第三十八条の四による許可申請の審査</p>	<p>液化石油ガス設備士免状再交付手数料</p>	<p>一件につき 二、三〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>
<p>五一 液化石油ガス法第三十八条の四による許可申請の審査</p>	<p>液化石油ガス設備士免状交付手数料</p>	<p>一件につき 三、三〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>
<p>五〇 液化石油ガス法第三十八条の五による液化石油ガス設備士試験の実施</p>	<p>液化石油ガス設備士試験手数料</p>	<p>一件につき 二、二〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>
<p>四九 液化石油ガス法第三十七条の六による保安検査（協会及び同項の指定保安検査機関が行うものを除く。）の実施</p>	<p>液化石油ガス法第三十七条の六による保安検査（協会及び同項の指定保安検査機関が行うものを除く。）の実施</p>	<p>充てん設備保安検査手数料</p>	<p>一件につき 二七、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>
<p>四八 液化石油ガス法第三十七条の四による完成検査（協会及び指定完成検査機関が行うものを除く。）の実施</p>	<p>充てん設備完成検査手数料</p>	<p>一件につき 二七、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>
<p>四七 液化石油ガス法第三十七条の四による許可申請の審査</p>	<p>充てん設備変更許可手数料</p>	<p>一件につき 一七、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>	<p>申請のとき</p>

五九 電気工事業法第 十六条の規定に よる登録電気工 事業者登録簿の 閲覧	五八 電気工事業法第 十六条の規定に よる登録電気工 事業者登録簿 本の交付	五七 電気工事業法第 十二条の規定に よる電気工事業 登録証の再交付 申請の審査	五六 電気工事業法第 十条第二項の規 定による電気工 事業登録証の訂 正申請の審査	五五 電気工事業法第 三条第三項の規 定による更新登 録申請の審査	五四 電気工事業の業 務の適正化に関 する法律（昭和 四十五年法律第 九十六号。以下 「電気工事業法 」という。）第 三条第一項の規 定による登録申 請の審査	五三 液化石油ガス法 第三十八条の四 第五項の規定に よる液化石油ガ ス設備士免状の 書換申請の審査	五二 液化石油ガス設 備士免状書換手 数料	よる液化石油ガ ス設備士免状の 再交付申請の審 査
登録電気工事業 者登録簿閲覧手 数料	登録電気工事業 者登録簿原本交 付手数料	電気工事業登録 証再交付手数料	電気工事業登録 証訂正手数料	電気工事業更新 登録手数料	電気工事業登録 手数料			
一回につき	一枚につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		
四四〇円	六〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円			
申請のとき	申請のとき	申請のとき	申請のとき	申請のとき	申請のとき	申請のとき		

福岡県採石法関係手数料条例をここに公布する。
令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十二号

福岡県採石法関係手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づく採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。以下「法」という。）関係の手数料の徴収については、別に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 手数料を徴収する事務並びに手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の不還付)

第三条 既に納付された手数料は、還付しない。

(補則)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

2 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二十五号の次に次の一号を加える。

二五の二 福岡県採石法関係手数料条例（令和八年福岡県条例第二十二号）第二条
の手数料

別表（第二条関係）

項	事 務	名 称	金 額	徴収時期
一	法第三十二条の	採石業者登録手	一件につき 一八、〇〇〇円	申請のとき

規定による登録申請の審査	数料		
法第三十二条の四第一項第六号の規定による認定申請の審査	採石業務管理者認定手数料	一件につき 六、七〇〇円	申請のとき
法第三十二条の三第一項の規定による採石業務管理者試験の実施	採石業務管理者試験手数料	一件につき 八、一〇〇円	申込みのとき
法第三十三条の規定による認可申請の審査	岩石採取計画認可手数料	一件につき 五二、〇〇〇円	申請のとき
法第三十三条の五第一項の規定による変更認可申請の審査	岩石採取計画変更認可手数料	一件につき 三三、〇〇〇円	申請のとき

福岡県農林事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十三号

福岡県農林事務所設置条例の一部を改正する条例

福岡県農林事務所設置条例（平成十一年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第十二条に規定する普及指導センターとして」を削り、「支所」の下に「又は出張所」を加え、同条第三項を削る。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（所管区域の特例）

第三条 知事は、前条第一項の規定にかかわらず、広域的に処理することが適当と認められる事務については、当該事務を所掌する農林事務所及びその所管区域を定めることができる。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十四号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例を廃止する条例

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（平成十四年福岡県条例第二十七号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされた廃止前の福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第二項又は第六条第二項の規定による許可又は変更許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は変更許可をしようとするかどうかの処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第四条第一項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第四条第一項の許可を受ける者に関する旧条例第五条、第六条第三項及び第四項、第七条から第十四条まで、第十五条第二項から第五項まで並びに第十六条の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第十五条第二項及び第三項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にされた旧条例第十五条第一項から第三項までの規定による命令

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第九号第二項第五号中「二千七百円」を「三千九百円」に改める。

(福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削る。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(以下「へき地手当条例」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 第三条の規定による改正後のへき地手当条例の規定を適用する場合には、第三条の規定による改正前のへき地手当条例の規定に基づいて支給された給与は、第三条の規定による改正後のへき地手当条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十七号

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県公立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、四〇九人」を「五、四一一人」に、「四七四人」を「四七六六人」に、「一九五人」を「一九三人」に、「六、〇七八人」を「六、〇八〇人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二、〇三一人」を「二、一四七人」に、「六九人」を「七二人」に、「三五人」を「三七人」に、「二、一三五人」を「二、二五六人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一五、七〇三人」を「一五、九三二人」に、「六五一人」を「六四七人」に、「二二四人」を「二二〇人」に、「七七四人」を「七七九人」に、「一七、三五二人」を「一七、五七八人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十八号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 警察官 一一、一九四人

警視 二八〇人

警部 六六二人

警部補及び巡査部長 六、七二人

巡査 } 警察教養施設において新任者として
教育訓練中の者を含む。 三、五三人

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十九号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）を加える。

第九条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の四 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第十二条の二の規定による地域手当の支給割合

（を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二十三条の二中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十三条の二の第四項及び第五項を次のように改める。

4 前三項に定めるもののほか、特地勤務手当に準ずる手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員

二 新たに特地公署等に該当することとなつた公署に勤務する職員のうち、その特地公署等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもので指定日において当該異動の日から起算して三年を経過していないもの

三 新たに特地公署等に該当することとなつた公署に勤務する職員のうち、指定日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつて、当該公署に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもので指定日において新たに給料表の適用を受けること

となつた日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過していないもの

四 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務することとなつた職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、第二号に規定する新たに特地公署等に該当することとなつた公署に勤務する職員で、指定日前に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもので指定日において当該異動の日から起算して三年を経過していないもの又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもので指定日において適用日から起算して三年を経過していないものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）

五 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日の前日に第一項又はこの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

5 前項の特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に規定する職員 適用日に特地公署等に異動したものとした場合に第二項及び第三項の規定により支給されることとなる期間及び額

二 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する公署が当該異動の前日に特地公署等に該当していたものとした場合に第二項及び第三項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第三号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する公署が適用日前に特地公署等に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該公署に異動したものとした場合に第二項及び第三項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第四号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に第二項及び第三項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第五号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に第二項及び第三項又はこの項の規定により当該

適用日以降支給されることとなる期間及び額

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の二中第三項を削り、第四項を第三項とする改正規定並びに第二十三条の二の二第四項及び第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。